四、同志諸君！

斯くの行為は吾々の許して得ない暴虐である。単に馘首者のみ問題ではない。全く使はれる者の店主側共通最大の重大問題である。見よ時事新報敗責たる大半の激昂憤激、遂に敗責、部に対し戦ひの大蓋を切った事実がそれを実証する。

五、吾々の正当極まる要求は横暴なるブルジョアーの為め蹂躙された。吾々は斗争を通じて正当なる生活権確立を擁護しなければならない。本社の作業者は「山君想田修の策動意に介するに足らず」と欺け悟み言って威張ってゐる。今こそ我々は従業員大衆の結束したカは如何なる威力を持ってるか、無謀甚だしきブルジョアー共に知らしめる最好の機会だ。起て！憤起せよ！

我々の生活を奪ひ我々の首を保護するものは我々の団結したカのみだ、一切の逆宣伝、一切のこけおどしを蹴散らし争議に勝ち斗争こそ我々の真の味方だ。全従業員は起って本社に戦宣を布告しろ。

要求書

一、不当馘首不当転勤絶対反対、一、本社積立金は実際集金額を明めること 一、集金歩合は六分を支給しろ、一、才而委員の選任は主任の互選に依って決定すべし 一、配達員の給料は最低三十五円を支給しろ主任の給料は最低四十円を支給しろ 一、勤務は出来高手当を支給しろ、一、本問題に関しては絶対に犠牲者を出さざること、一、争議中の費用は全額本社負担のこと、一、関東新聞従業員組合を公認しろ

我々は右要求の貫徹する迄は徹底的に闘争することである

一九三一、三、二五

時事新報争議団
下谷仲御徒町二ノ一七

6.4.11
2362

昭和六年四月八日

警視総監

内務大臣 安達謙蔵殿
社会局長官 吉田茂殿
各庁府県長官殿

日本動産火災保険株式会社従業員ノ給料ニ関スル件

要旨 会社ハ成績不良ナル二名ノ収金員ヲ転勤セシメタルヲ以テ二名ハ関東合同ニ加入シ…

標記会社ハ京橋区銀座西五丁目ノ一ニ在リ資本金壹百萬円（全額払込）ニシテ二百八十名ノ社員ヲ有スル同会社ノ東京支店ニシテ阿部尚平ニ於テ店長タリ。三月二十日収金員六十名中飯田善次、山本嘉吉ノ二名ハ勤務成績不良ノ故ヲ以テ契約課ニ転勤ヲ命ゼラレタルヲ不服トシテ収金課長川島元三ニ対シ

発生 六、二一
使用者
争議参加者
関東労働組合